

議案第15号

山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部改正について

山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年3月11日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

施設の状況や利用形態の変化等に伴い、施設名称と使用料を改めるため、山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町青葉の瀬交流促進施設条例の一部を改正する条例

山都町青葉の瀬交流促進施設条例（平成17年山都町条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

施設名	区分	使用時間
	宿泊施設（田舎ロッジ及び固定テント）	15時00分から翌日10時00分まで

」を「

施設名	区分	使用時間
	宿泊施設（田舎ロッジ及びテントサイト）	15時00分から翌日10時00分まで

」に改め、

別表第2中「

固定テント	1棟1泊 4,200円
陶芸棟	手びねり 中学生以下 1,200円 大人 1,500円 絵付け 300円から
紙漉棟	700円から

」を「

テントサイト	1区画1泊 2,200円
陶芸棟	手びねり 中学生以下 1,200円

	大人 1,500円 絵付け 300円から	
紙漉棟	700円から	
入場料	500円	小学生以上

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山都町青葉の瀬交流促進施設条例(平成17年条例第26号)新旧対照表

現行		改正後(案)	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
施設名	区分 使用時間	施設名	区分 使用時間
	宿泊施設(田舎ロッジ及び固定テント)		宿泊施設(田舎ロッジ及び___テントサイト)
	15時00分から翌日10時00分まで		15時00分から翌日10時00分まで
	郷土料理体験館(交流促進センター)		郷土料理体験館(交流促進センター)
	9時00分から17時00分まで		9時00分から17時00分まで
	農村体験工房(陶芸棟及び紙漉棟)		農村体験工房(陶芸棟及び紙漉棟)
	9時00分から17時00分まで		9時00分から17時00分まで
	歩道橋及びふれあい広場		歩道橋及びふれあい広場
別表第2(第13条関係)		別表第2(第13条関係)	
区分	使用料	区分	使用料
田舎ロッジ	1棟1泊 基本料金 ア 土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の前日及び夏期(7月19日から8月31日まで)は、8,400円 イ ア以外の利用については、4,200円 ウ 5泊以上の長期滞在は、20パーセント割引とする。 加算料金 基本料金に1人につき1,050円を加算し、6人を限度とする。ただし、小学生については、525円とする。	田舎ロッジ	1棟1泊 基本料金 ア 土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の前日及び夏期(7月19日から8月31日まで)は、8,400円 イ ア以外の利用については、4,200円 ウ 5泊以上の長期滞在は、20パーセント割引とする。 加算料金 基本料金に1人につき1,050円を加算し、6人を限度とする。ただし、小学生については、525円とする。
固定テント	1棟1泊 4,200円	___テントサイト	1区画1泊 2,200円
陶芸棟	手びねり 中学生以下 1,200円 大人 1,500円 絵付け 300円から	陶芸棟	手びねり 中学生以下 1,200円 大人 1,500円

紙漉棟	700円から		絵付け 300円から
		紙漉棟	700円から
		入場料	500円 小学生以上